

民間規格の改定及び制定に関する意見募集について

日電規委 2024 第 0039 号

令和 7 年 2 月 25 日

日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、民間規格の改定及び制定について令和 7 年 2 月 18 日の委員会で評価いたしました。以下の内容をご確認いただき、本件についてご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- 「高圧受電設備規程」(JESC E0013) の改定について
- 「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004) の改定について
- 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」(JESC Z0003) の改定について
- 「燃料アンモニア地上式貯槽指針（メンブレン式アンモニア貯槽）」(JESC T0010) の制定について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) 「高圧受電設備規程」(JESC E0013) の改定について

- 民間規格等作成機関
需要設備専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「高圧受電設備規程」(JESC E0013) は、高圧受電設備の設計、施工、維持、検査の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格です。
今回の改定は、前回改定から約 5 年が経過するため、関係する法令・規格基準等の改正に伴う整合や見直し、最新の技術的知見の反映、関係業界へ実施したアンケートによる改定要望の反映等を行うものです。

(2) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004) の改定について

- 民間規格等作成機関
情報専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004) は、電力制御システム等のサイバーセキュリティ対策の的確な実施を目的として、電気事業者が実施すべき電力制御システム等のセキュリティ対策の要求事項を定めた民間自主規格です。
今回の改定は、前回改定から約 5 年が経過するため、新たなセキュリティ脅威の発生や、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」(NISC) の改定等を踏まえ、経営層の責任下でサイバーセキュリティを確保する考え方や昨今の脅威動向を鑑みたサプライチェーンリスク等への対応の追加、サプライチェーン・リスク管理の追加、セキュリティ仕様の確認の追加、機器・外部記憶媒体の管理の追加の反映等を行うものです。

(3) 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」(JESC Z0003) の改定について

- 民間規格等作成機関
情報専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」(JESC Z0003) は、スマートメーターシステムのセキュリティ確保を目的として、スマートメーターシステムの設計調達段階から保守運用段階までの一連の工程における、セキュリティ対策の要求事項を定めた民間自主規格です。

今回の改定は、前回改定から約 5 年が経過するため、新たなセキュリティ脅威の発生や、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」(NISC) の改定等を踏まえ、経営層の責任下でサイバーセキュリティを確保する考え方や昨今の脅威動向を鑑みたサプライチェーンリスク等への対応の追加、管理主体の異なる外部機器・システムと接続する場合のセキュリティ対策の追加、外部接続事業者との合意形成の追加、ライフサイクルを考慮したセキュリティ対策および実行性のあるリスクアセスメントの追加の反映等を行うものです。

(4) 「燃料アンモニア地上式貯槽指針（メンブレン式アンモニア貯槽）」(JESC T0010) の制定について

- 要請した民間規格等作成機関
企画運営委員会（事務局：一般社団法人クリーン燃料アンモニア協会）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「燃料アンモニア地上式貯槽指針（メンブレン式アンモニア貯槽）」(JESC T0010) は、「燃料アンモニア地上式貯槽指針」(JESC T0009) を補完することによって更なる大容量化が可能となる、メンブレン式アンモニア貯槽の計画、設計、建設及び維持管理に係わる事項を定めた民間自主規格です。
本規格と関連する「燃料アンモニア地上式貯槽指針」(JESC T0009) は、「発電用火力設備の技術基準の解釈」（火技解釈）への引用要請を行っているため、本規格についても、制定後に国へ火技解釈への引用要請を行います。

3. 規格の発行予定及び国への要請予定

令和 7 年 4 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。
(問い合わせ先・意見提出先)
日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）
住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階
電 話：03-6629-9197
電子メール：委員会ホームページ (https://www.jesc.gr.jp) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 7 年 2 月 25 日（火） 受付終了日：令和 7 年 3 月 26 日（水）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。
備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。